『遼史』国語解から『欽定遼史語解』まで

——契丹言語資料の源流——

劉　浦江
（井上徳子 訳）

契丹言語学・契丹文字学の誕生は，20世紀のアルタイ言語学が獲得したもっとも重要な学術的進展の一つである。この新興の研究領域は，1922年に慶陵で契丹文字の哀冊が発見されたことによる。半世紀以上たち，中国内外の学者による不断の努力を経て，契丹文字の大字・小字は既に初歩的な解読にいたっている。契丹文字が中国民族の古文字中，最も難解な文字の一つであるとみなされるのには，おもに２つの原因がある。まず第一に，対訳できる文字資料がないことである。現在までに発見されている契丹文字の大字・小字の石刻の数は40を超えるが，100字足らずの『郎君行記』以外，漢文と対訳することができるものはない。そして第二に，生きた言語資料がないことである。契丹は14世紀以降，単一民族の形態として存在しておらず，その言語は早くに消滅してしまったからである。現在の契丹言語学・契丹文字学者は，契丹文字を解読する場合，往々にして，アルタイ語系のいくつかの親縁関係にある言語，例えば，ダフール語・モンゴル語・トルコ語・トンシャン語・ボウナン語・東部ユーグ語（恩格爾語）や，甚だしきにいたっては満州語などの助けを借りざるを得ない。しかし，大量の解読を行った結果，契丹語は一つの独立した言語であり，契丹語と上に挙げた諸言語中のどの言語との間にも，相当程度の差異が存在するのであり，これらの親縁語に過分に依存することは，解読の結論の正確さに影響を及ぼす可能性が大きい[1]。親縁言語と比較していうと，漢文文献中に保存されてきた契丹言語資料が，ずっと信頼できるものであることは明らかである。もし前者の価値が主として契丹語の語音・語法の特徴・法則などを探求する面に現われるというならば，後者は契丹文字の擬音・釈義に直接応用することができることにあるのである。過去１世紀の間，中国内外の学者は，伝世文献中の契丹言語資料を収拾する面において，すでに非常に多くの努力をはらってきたが，それらの資料の来歴について探求した人はいない。したがって，本稿は契丹言語資料の源流問題について初歩的検討を試み，我々の契丹言語学に関す

1）たとえば，ある研究者の中には契丹語をモンゴル語と同一視する傾向があり，ややもすればそのほかの依拠すべきものがない状況下において，直接モンゴル語を契丹文字の擬音と釈義にあてることがある。愛宕松男・即実・黄振華・王弘力らにとりわけ顕著である。

る知識を豊富にしたいと考えるものである。

I

現在知るところによれば，契丹言語資料の収集・整理に最も早く意を用いたのは，宋代の人である。宋代の目録学の著作の中において，契丹言語資料を記録した書籍は，以下三種類をみいだすことができる。

1 『辨鳩録』

『直斎書録解題』巻五偽史類には，「『辨鳩録』一巻，不著名氏。契丹訳語也。凡八篇」とある。この書の編者は北宋時代の帰正人または帰明人と推定される[2]。現在みることのできる中で，この書に関連する最も古い記載が，『通志』芸文略にみえる[3]。『通志』は紹興年間に成立したが，その中の芸文略は，各種の公私にわたる図書目録からすべて写したものであり，『辨鳩録』は徽宗の政和年間に官修された『秘書総目』，あるいは高宗の紹興初年に秘書省が頒行した『四庫闕書目』によった可能性が高い。この書が亡佚した時期についても，おおよそ調べるべき資料がある。ある記載によれば，明末にいたるまで，『辨鳩録』が存在していたという。陳第『世善堂蔵書目録』巻上史部四訳載記類には，「『辨鳩録』一巻，訳契丹人語」とあるが[4]，この図書目録は万暦四十四年（1616）に編纂されたものである。そして，確実にわかっていることは，陳氏の世善堂蔵書が乾隆以前に散佚してなくなってしまっていることである。『知不足斎叢書』本の跋には，「乾隆初年，銭塘趙谷林先生（昱）齎多金往購，則已散佚無遺矣」とある。これによって推断すると，『辨鳩録』は清初に亡佚したらしい。

2 『夷語録』

『秘書省続編到四庫闕書目』巻一伝記類には，「僧惟古訳『夷語録』一巻，闕」とある[5]。この記載については解説が少し必要である。北宋の豊富な館閣蔵書は，靖康の兵火を経た後，「蕩然として遺る靡」く，高宗の南渡にいたってついに民間の蔵書の探索に力が入れられるようになった。紹興年間に編纂された『秘書省続編到四庫闕書目』は，遺書を捜すのに用いられた図書目録である。したがって秘書省が備えていないものは，すべて「闕」字が加えられている。この『夷語録』は『通志』巻六三芸文略一にもみえるが，鄭樵の記載はやや異なり，「『訳夷語録』一巻（小注：僧惟古）」となっている。これはきっと『秘書総目』といった類の図書

2）『宋会要輯稿』職官三六の四一に「奉旨差帰朝人教習訳語」という記載がある。私は『辨鳩録』といった類の書籍が，当時もしかしたら契丹語通訳の教科書として用いられていたのではないかと大いに疑ってる。

3）『通志』巻六三芸文略一では，ただ「『辨鳩録』一巻」とだけ著録されており，編者の氏名は不明である。

4）『知不足斎叢書』本。

5）この図書目録は伝本ではほとんどみられないが，光緒年間に葉徳輝が丁氏遅雲楼の抄本を得て，考証を加え，『観古堂書目叢刻』に刊入した。1957年商務印書館が編輯・出版した『宋史芸文志・宋史芸文志補・宋史芸文志附編』はこの本によって排印された。

目録から写したもので，鄭樵が「訳」の字を書名とみなしたからだろう。これが誤解であることは明白である。この書の編訳者である惟古の情況については，あまりはっきりしない手がかりを一つ提供できるのみである。『続伝灯録』巻一八「百丈元粛禅師法嗣」のところに「瑞州百丈維古禅師」（「維古」は，巻首の目録では「惟古」に作る）とある[6]。しかし，この「惟古」とその「惟古」とが同一人物かどうかはわからない。惟古が編訳した『夷語録』は，南宋初年の館閣蔵書ではすでに闕佚してしまったばかりでなく，『通志』芸文略を除いて，以後，そのほかの公私の目著録にはあらわれない。これよりみると，『夷語録』はおそらく両宋の時代にすでになくなっていたと思われる。

3 『北虜方言』

尤袤『遂初堂書目』地理類には『北虜方言』という書が記載されているが，作者・巻数いずれも不明である。しかしこれは『遂初堂書目』の体裁によるもので，この書の著者が当時すでにわからなくなっていたからではない。尤袤は南宋前期の人で，光宗の紹熙五年（1194）ごろに亡くなった[7]。彼の所蔵していた『北虜方言』について，その「北虜」は，当然，契丹をさすものとすべきであり，これにより私はおそらくこの書が契丹言語資料を記録した文献であると推測する。魏了翁の説によれば，尤氏の遂初堂の蔵書は理宗の宝慶元年（1225）に火災に遭ったといい[8]，『北虜方言』はこの時になくなってしまった可能性がある。

残念ながら，宋代の人が記録した契丹言語資料である上述の三種の書は，現在まったく残っていない。また遼朝側では，意識的に契丹言語資料を収集・整理した人がおそらくなかったのであろう，そのため遼代の文献中にこうした類の著作の形跡はまったくみられない。しかしこれに関連して，ちょっと取り上げるべき伝説が一つある。傅楽煥先生の紹介で，1953年中央民族学院研究部調査組が黒竜江と内蒙古のダフール人の聚居区に赴いて，民族識別活動を進めたとき，現地のうわさを耳にした。いうところによれば，かつて「遼代の帳簿」をみた人があるそうで，その中に記載されていた契丹人の名と言語はダフール語と同じであったという。同年，内蒙古呼納盟統戦部が提供した材料の中にも類似した話があった。しかし，傅楽煥先生はこの言い伝えについて正しいとはまったく思っていない[9]。常識で判断すれば，遼朝の契丹言語資料がこの種の形式で現在まで保存されていることは，あまり可能性がないようだ。

現在，我々のみることのできる最も価値ある契丹言語資料は，『遼史』巻一一六国語解である。元代の人が編纂した『遼史』は，おもに耶律儼『皇朝実録』，陳大任『遼史』及び葉隆礼と署名されている『契丹国志』の三書に取材している。馮家昇先生の研究によれば，耶律儼

6）『大正蔵』第51冊，586頁。

7）尤袤の卒年については，論争のある問題である。ここではひとまず『宋史』本伝の説をとる。

8）『鶴山先生大全文集』巻六三「跋尤氏遂初堂蔵書目録序後」『四部叢刊』本。

9）傅楽煥「関于達呼爾族的民族成分識別問題」中央民族学院研究部編『中国民族問題研究集刊』第1輯，1955年。

『皇朝実録』と陳大任『遼史』は，契丹国語解に類する内容を含まないという[10]。したがって『遼史』の『国語解』が，元朝の史官の独創であることがわかる。それでは，われわれがまず検討しなければならない問題は，『国語解』の中の契丹言語資料の原典は，一体どこにあるのであろうか，ということである。

『国語解』序のいうところによれば，遼の「官制・宮衛・部族・地理，率以国語為之称号，不有注釈以辨之，則世何従而知，後何従而考哉。今即本史参互研究，撰次『遼国語解』以附其後，庶幾読者無齟齬之患云」。そこで馮家昇先生は「『遼史』源流考」の中で，「すなわち本巻はすべて本書（『遼史』）にもとづいている。ただ『語解』の順序と目次の順序が異なっている。……この巻はきっと多くの手になるものであって，けっして一人の仕事ではない。したがって名称に違いがあり，順序が異なっていても，排列の時に引き比べなかったのである。ぞんざいであること甚だしい」と断言した[11]。

しかし実際の問題は，そんなに簡単ではない。私は『国語解』の全198語についてそれぞれ調べたが，その中で15語が『遼史』の本文にみえなかった。

阿点夷離的・崘里（『国語解』の太祖紀の箇所にある。以下，各条のカッコ内の編目はすべて『国語解』が注記する出処である）

解洗礼（興宗紀）

卓帳（礼志）

知聖旨頭子事（百官志）

象吻（営衛志）

胡木鏊・革延馬・白毡（儀衛志）

捉馬（兵衛志）

雑丁黄・柢梔・珠二琲・庢中・臨庫（列伝）

私が判断するに，これら『遼史』にみえない条目は，すべて耶律儼『皇朝実録』あるいは陳大任『遼史』にもとづいているはずである[12]。現在それらのもとの出処をみることはできないが，これらの言語材料の信頼性にはみじんの影響もない。ひとまず一例を挙げる。「阿点夷離的」の条の釈文には，「阿点，貴称；夷離的，大臣夫人之称」とある。この釈文については，すでに遼代の石刻史料に証拠がある。『耿知新墓誌』を按ずるにその外祖母を「封陳国迤邐免夫人」といい[13]，『北大王墓誌』には耶律万辛娶「奚王・西南面都招討・大王，何你乙林免之

10) 馮家昇「『遼史』源流考」『馮家昇論著集粋』中華書局，1987年。

11) 『馮家昇論著集粋』147～148頁。

12) 『遼史』儀衛志を考えてみると，『皇朝実録』儀衛志と陳大任『遼史』に材料をとったほか，元の太常卿徐世隆家所蔵の『遼朝雑礼』（『遼史』巻五七儀礼志四参照）も参考にしている。したがって，上述した儀衛志に入れられていたのに，現行の『遼史』にみられない条目が，『遼朝雑礼』にもとづいていた可能性を排除することはできない。

13) 向南編『遼代石刻文編』河北教育出版社，1995年，185頁。

小女中哥。……六年内加北大王，封為乙林免」とある[14]。劉鳳翥先生が指摘されているように，これらの墓誌の中の「迤邐免」「乙林免」と「夷離的」の語幹は同じであり，遼朝の貴婦人の一種の封号である[15]。『国語解』は「阿点夷離」を太祖紀の箇所においているが，それが『皇朝実録』太祖紀にもとづかないことが立証されていることから，陳大任の『遼史』太祖紀にもとづいていることがわかる。

『遼史』の本文にみえない条目をのぞき，『国語解』には，注記する編目と現行の『遼史』におけるそれらの出処と合わない条目がまだ少なからずある。馮家昇先生の解釈に拠れば，このような状況が生じた原因は，『国語解』が多くの人の手によったため，「排列の時に引き比べなかった」のであって，史臣のいい加減さと杜撰さが引き起こしたということになる。しかし，この類の条目の具体的な分析を進めると，実際の情況はかならずしもそうとは限らないことがわかる。

たとえば，『国語解』太祖紀のところに「糺轄」の条があるが，その釈文には「糺，軍名；轄者，管束之義」とある。「糺轄」という語は『遼史』の本文に二カ所みえる。一つは，兵衛志序の「天賛元年，以戸口滋繁，糺轄疎遠，分北大濃兀為二部，立両節度以統之」であり，もう一つは，巻五九食貨志上の「太祖平諸弟之乱，弭兵軽賦，伝意于農，嘗以戸口滋繁，糺轄疎遠，分北大濃兀為二部」である。太祖紀には「糺轄」という語はないが，天賛元年十月に同じ出来事が「詔分北大濃兀為二部，立両節度使以統之」と記されている。この状況にもとづき以下のような判断をくだすことは難しくない。耶律儼『皇朝実録』あるいは陳大任『遼史』の太祖紀には，「糺轄」という語がきっとあったが，元修『遼史』太祖紀は「分北大濃兀為二部」という事実を叙述しただけでその原因を説明なかったので，「糺轄」という語が出てこなかったのである。

『国語解』太祖紀のところには，また「神纛」という語があり，「従者所執，以牦牛尾為之，纓槍属也」という。しかしこの語は，現行本『遼史』巻五八儀衛志四の「儀仗・国仗」の条に，「遥輦末主遺制，迎十二神纛・天子旗鼓置太祖帳前」とみえるだけである。この状況は，『国語解』の配列の誤りのようにみえるが，実際には別に原因があるようである。『遼史』巻一太祖紀には，唐天祐三年（906）十二月のところに，「痕徳堇可汗殂，群臣奉遺命請立太祖，曷魯等勧進。太祖三譲，従之」とある。私は，耶律儼『皇朝実録』あるいは陳大任『遼史』では，このことを記述する時に元来「十二神纛」の文字があったのだが，元修『遼史』太祖紀の時にいたってそれを省いたのだと考える。

14) 『遼代石刻文編』223頁。

15) 劉鳳翥「釈契丹語『迤邐免』和『乙林免』」『瀋陽師専学報』1980年第1期。また，近年，内蒙古敖漢旗で出土した「耶律元寧墓誌」では，元寧夫人蕭氏「封乙失娩，従夫貴也」，内蒙古寧城県で出土した「辦集勝事碑」記載の功徳主には「乙里免」とあり（それぞれ『内蒙古遼代石刻文研究』内蒙古大学出版社，2002年，110・435頁にみえる），「乙失娩」「乙里免」はまた「迤邐免」「乙林免」の異訳となる。

『国語解』游幸表のところには，次のような内容がある。「女瓌，虞人名」。『遼史』游幸表を調べてもその名はまったく出てこないが，穆宗紀の応暦十四年八月乙巳の条に「如磴子嶺，呼鹿射之，獲鹿四，賜虞人女瓌等物有差」とある。我々の知るところによれば，耶律儼『皇朝実録』あるいは陳大任『遼史』にはいずれも紀・志・伝があるのみで表はない[16]。それにもかかわらず，私は依然として史臣たちがいい加減でずさんなために起こった一般的な配列の誤りのようではないと思うのである。最大の可能性は，『国語解』の作者ははじめ穆宗の応暦十四年のこの記事を当然游幸表に入れるべきと考えていたが，後に完成した『遼史』游幸表がこの事を入れなかったため，『国語解』が注釈する出所と『遼史』の本文の出所が合致しない状況がうまれたということである。

以上の諸例の分析を通じて，次のような二つの基本的な結論を導き得る。一つ目として，『国語解』が取材した範囲は，元修『遼史』の本文だけでなく，耶律儼『皇朝実録』あるいは陳大任『遼史』を含み，『国語解』序のいう「今即本史参互研究」云々は，真実とは信じられないこと，二つ目として，『国語解』は『遼史』が成立した後に編纂が着手されたのではなく，『遼史』の紀・志・表・伝と同時に編纂が始まったのであり，馮家昇先生のいう「名称に違いがあり，順序が異なっている」，つまり『国語解』のある条目の出所が『遼史』本文の出所と合致しないという問題は，かならずしも配列の拙速が引き起こしたものではないということである。

ただし，『国語解』には多くの体例における問題，ないしは内容における誤謬が存在していることは確かである。『遼史』の粗雑さは二十四史のなかで第一というべきで，『国語解』も当然例外ではない。総じていえば，主に以下の３点の問題がある。

第一に，語の選択がかなり随意である。『国語解』には全部で198の語彙が収められているが，その中で，本物の契丹語は，たとえ姓氏・人名・地名・官名などを含めて数えたとしても，7，80に過ぎず，そのほかの大半は漢語の語彙なのである。馮家昇先生は「『国語解』という以上，遼語の理解できないものについては解釈し，そのうえで制度・事物の名称・方言・奇字を一目で周知できるようにすべきである。それなのにそれをせず，固陋で簡略，手当たり次第にとってきて，美名を冠して『国語解』というのである」と批評する[17]。『金史』国語解と比較すれば，『遼史』国語解の内容が雑駁であるという問題が，いっそうはっきりしてくる。『金史』国語解には，全部で125の語が収められているが，基本的にすべてが女真語の語彙で，釈文も簡潔で要領を得ており，『遼史』国語解の釈文のいい加減さはない。なぜ遼・金二史の国語解にこのように大きな違いがあるのだろうか。私は，多分二つの原因があると思う。まず一つは，元代の史官の契丹語に対する理解が，女真語に対する理解に遠く及ばなかったことで

16) 馮家昇「『遼史』源流考」『馮家昇論著集粋』118～125頁参照。
17) 馮家昇「『遼史初校』之『国語解』」『遼史証誤三種』中華書局，1959年，329頁。

ある。当時，『遼史』を分撰していた四名の纂修官は，兵部尚書廉恵山海牙・翰林直学士王沂・秘書省著作佐郎徐昺・国史院編修官陳繹曾である[18]。私はかつて元代の文献から彼らの契丹語の習熟度を調べようとしたが，結果，ひとつも得るところがなかった。そして二つ目は，『遼史』の編纂が非常にあわただしく，至正三年（1343）四月から四年三月にかけて行われたのであり，あわせて十一カ月に過ぎなかったことである。

第二に，内容の配列に筋道を欠いている。『遼史』国語解は基本的に『遼史』の紀・志・表・伝の順序を参照して配列しているが，事柄には乱れが目立ち，体例に規則性がなく，この一点においても『金史』国語解に遠く及ばないのである。『金史』国語解は，語彙内容にもとづき分類排列されており，官称・人事・物象・物類・姓氏の五種類に分かれていて，筋道が非常にはっきりしている。体例そのものの問題のほか，『遼史』国語解の排列の誤りも確かに少なからず存在するが，これが，ある条目が『遼史』の本文中における出所と合わない重要な原因となっているのである。たとえば，「剋釈魯」の条は太祖紀に入れられているが，実際は太宗紀上にあって，「剋実魯」となってる。また「撻林」の条は太祖紀に入れられているが，実際は太宗紀下にあり，「闥林」となっている。世宗・穆宗紀のところに入れられている五条については，そのうち三条は穆宗紀にあり，二条は太祖紀にある。さらに世宗紀の一条もない。「堕瑰」の条は地理志に入れられているが，実際は営衛志下にみられる，などなど。

第三に，一部の条目は無理矢理損ねられている。顕著な例を一つ挙げると，『国語解』景宗・聖宗紀には，このような内容がある。「万役陥河冶：地名。本漢土垠県，有銀砿。太祖募民立寨以専採煉，故名陥河冶」。現在この条の出所を調べてみると，聖宗紀の開泰元年七月に「進士康文昭・張素臣・郎玄達坐論知貢挙裴玄感・邢祥私曲，秘書省正字李万上書，辞渉怨訕，皆杖而徒之，万役陥河冶」とある。末句の「万役陥河冶」の「万」は秘書省正字李万をさすが，『国語解』では句全体を語としているのであり，泣くに泣けず笑うに笑えぬ状態となっているのである。

『遼史』国語解は，以上のように様々な人意の及ばない問題が存在しているが，畢竟それは漢文文献中に今にいたるまで保存されている最も集中した，そして最も原始的な契丹言語資料であり，契丹文字の解読および契丹語文学の研究にとって，代え難い価値を有している。

II

乾隆年間に編纂された『欽定遼金元三史国語解』は，これまで学者の非難をひどくこうむり，契丹・女真・モンゴルの言語学に対しても，また遼・金・元の歴史学の研究に対しても，ほとんど何の価値もないとされてきたけれども，しかしながら当時におけるその一面の影響力は甚大なものであり，現在の学界においてもまた依然として知名度の高い著作である。『三史

18) 中華書局点校本『遼史』の巻末に附された「進遼史表」にみえる。

国語解』中の『欽定遼史語解』は，我々が契丹言語資料の源流をたずねるとき，必ずはっきりさせなければならない要である。

清の高宗が令を下して遼・金・元三史を改訳させ，『三史国語解』を編纂させた動機に関しては，乾隆四十三年（1778）四月五日の上諭に明らかである。「前以遼・金・元三史内人名字義多未妥協，因命編纂諸臣遵照『同文韵統』所載，詳加更正。蓋縁遼・金・元入主中国時，其人既未必尽暁漢文，以致音同誤用；而後此之為史者，因非本国之人，甚至借不雅之字，以寓其詆毀之私。是三史人名，不可不亟為釐定，而示大公之本意也」[19]。乾隆四十七年，遼・金・元三史を改訳をした時に作られた序には，高宗が三史の訳名の「謬寓嗤斥」に対する不満を重ねて示しており，「夫『春秋』一字之褒貶，示聖人大公至正之心。若遼・金・元三国之訳漢文，則出于秦越人視肥瘦者之手，性情各別，語言不通，而又有謬寓嗤斥之意存焉。此豈『春秋』一字褒貶之為哉！」[20]。乾隆朝に編纂された『四庫全書』について，従来学界では毀誉相半ばするが，その中の批判意見は主に次の二点に集中する。一つ目は，『四庫全書』を編纂する機会にかこつけて，忌諱に触れた書籍をさかんに禁毀したこと，二つ目は，遼・金・元の史籍をかってに修改したことである。高宗は遼・金・元三史を改訳する主旨が「伝信示公」にあるとしきりに宣言したが[21]，それにもかかわらず，そこにはっきりみられるのは，かえってその狭隘な民族的立場なのである[22]。

『三史国語解』は高宗が「欽定」した官書である。ところがその成立時期に関して，当時の記載には非常に異同が多い。『国朝宮史続編』巻九二書籍門一八「字学」の記載によれば「『欽定遼金元三史語解』一部，乾隆三十六年奉勅校正」とある[23]。『四庫全書総目』は「乾隆四十六年奉勅撰」といい，文淵閣『四庫全書』本『三史国語解』の冒頭の提要は「乾隆四十七年奉勅撰」，『四庫全書簡明目録』はまた「乾隆五十年奉勅撰」といい[24]，文淵閣『四庫全書』本『簡目』は「乾隆五十一年奉勅撰」とする。

『三史国語解』一書で，その成立時期についてどうしてこのように見解が分かれているのだろうか。これにはその編纂過程から説き起こす必要がある。高宗朝の遼・金・元三史の改訳は，乾隆十二年の『金史』国語解に手を加えることに始まる。『高宗実録』巻二九五には乾隆十二年七月丙午の上諭が収められている。

近因校閲『金史』，見所附『国語解』一篇，其中訛舛甚多。……即如所解之中，或声相近

19）軍機処上諭档，中国第一歴史档案館編『纂修四庫全書档案』上冊，上海古籍出版社，1997年，810頁。
20）清高宗『御製文二集』巻一七「改訳遼金元三史序」，台北商務印書館影印文淵閣『四庫全書』第1301冊，390頁。『高宗実録』巻一一五四はこの文を乾隆四十七年四月辛巳にかける。
21）清高宗『御製文二集』巻三五「読金史」，影印文淵閣『四庫全書』第1301冊，496頁。
22）清高宗が遼・金・元三史を改訳した理由については，何冠彪「乾隆朝重修遼・金・元三史剖析」『蒙古学信息』1997年第1期参照。
23）左歩青点校本，下冊，北京古籍出版社，1994年，903頁。
24）これは上海古籍出版社1985年排印本にもとづく。これは同治七年（1868）粤刻本を底本としている。

而字未恰合，或語似是而文有増損；至于姓氏，惟当対音，而竟有訳為漢姓者。今既灼見其謬，豈可置之不論。爰命大学士訥親・張廷玉・尚書阿克敦・侍郎舒赫徳，用国朝校定『切音』，詳為辨正，令読史者咸知金時本音本義，訛謬為之一洗，並注清文，以便考証。即用校正之本，易去其旧，其坊間原本，聴其去留[25]。

乾隆十二年に校刊完成した武英殿本『金史』の巻末に附された『欽定金国語解』は，基本的に『金史』国語解本来の構成を保っているが，ただ各条に満州語の語音を注記し，またこれにもとづいて考証を加えたのみである。しかし大体乾隆三十三年以後，高宗は以前『金史』国語解に行った部分的な加工にもはや満足せず，彼がこの年に作った『于波羅河屯詠東山筆架峰』と題する一首の詩の中で，遼人「捺鉢」の訳音が不適切だと非難する小注があり，あわせて「即如金・遼・元三史中類此者難以枚挙，将悉為改訳」云々という[26]。私の知るところによれば，これは高宗が遼・金・元三史の全面改訳を初めて明確に示したものである。

遼・金・元三史を改訳するという既定の目標を実現するため，高宗はまず三史の『国語解』の重修を決定した。乾隆三十六年十二月戊寅の上諭にはこのことのいきさつについて比較的詳細に説明している。

前以批閲『通鑑輯覧』，見前史所載遼・金・元人地官名，率多承訛襲謬，展転失真，又復詮解附会，支離無当，甚于対音中曲寓褒貶，尤為鄙陋可笑。蓋由章句迂生，既不能深通訳語，兼且逞其私智，高下其手，訛以伝訛，従未有能正其失者。……毎因擒文評史，推闡及之。並命館臣就遼・金・元史『国語解』内人・地・職官・氏族及一切名物・象数，詳晰釐正，毎条兼系以国書，証以『三合切韵』，俾一字一音，咸帰吻合，並為分類箋釈，各従本来意義，以次進呈，朕為親加裁定，期于折衷至是，一訂旧史之蹖駁。今金『国語解』業已訂正蔵事，而諸史原文尚未改定，若俟遼・元国語続成匯訂，未免多需時日，著交方略館，即将『金史』原本先行校勘，除史中事実久布方策，無庸復有増損外，其人・地・職官・氏族等，倶依新定字音確覈改正。其遼・元二史，俟『国語解』告竣後，亦即視『金史』之例，次第釐訂画一[27]。

この上諭は我々に非常に多くの情報を与えてくれる。三史の『国語解』を重修する作業は，おおむね乾隆三十六年に始まり，その年の年末になって，新編『金史語解』が真っ先に完成した。これは主として乾隆十二年の『欽定金国語解』を基礎に作られたためである。高宗は先に『金史語解』を方略館（この時，まだ『四庫全書』は創設されておらず，官修の史籍は主として方略館の責任に帰した）に交付させることにより，それを用いて『金史』の中の女真訳語を改訳させたのであり，『遼史語解』と『元史語解』の完成を待ち，すべてこれと照らしてあわ

25）『清実録』第12冊，中華書局，1985年影印本，863頁。
26）清高宗『御製詩三集』巻七六，影印文淵閣『四庫全書』本，第1306冊，514頁。本巻に収められている古今体詩全112首を考えてみると，いずれも戊子の年，すなわち乾隆三十三年（1768）に作られている。
27）『高宗実録』巻八九八乾隆三十六年二月戊寅，中華書局影印本，第19冊，1099～1100頁。

せ処理させたのである。

それでは，『遼史語解』と『元史語解』は一体いつ完成したのであろうか。何冠彪先生は，次のように指摘している。乾隆四十二年三月軍機大臣らが「承辦未竣書籍」16種を奏上報告したが，その中には『遼史』と『元史』が含まれていた[28]。『金史』の校訂手順に照らせば，当時『遼史語解』と『金史語解』がきっとすでに完成しており，そこでようやく『遼史』と『元史』の改訳作業に取りかかることができた，というのである[29]。この見解は，非常に道理にかなっているようにみえる。しかし，後に発生した状況からみると，『三史国語解』の編纂と三史の改訳の手順はまったく当初の構想とはかけ離れたものであり，『三史国語解』の実際の編纂過程は結局10年以上の長きにわたるという結果になったのである。

近年公開された档案史料によって，我々は現在，遼・金・元三史と『三史国語解』の最終的完成時期を確実に知ることができる。乾隆四十六年十月二十六日『軍機大臣和珅等奏遼金元三史辦理全竣摺』には次のような文章がある。

> 臣等奉命改訳遼・金・元三史人地官名，輪卯進呈，節次進過『金史』一百三十五巻・『元史』二百十巻，又続進過『遼史』本紀・伝・志一百零七巻，此次将『遼史』表八巻改対校正，繕写・装潢進呈，所有遼・金・元三史現在全行告竣。……所有三史人・地・職官・氏族及一切名物・象数，倶依原文字義，触類比音，並詳加箋釈，以次分帙呈進。……応請将『欽定遼金元三史国語解』重行編次，分刊于原史之前，並恭請御製序文，冠于巻首，用昭一統同文之盛。其旧史内原有之『国語解』，概行撤去[30]。

高宗の最初の構想によれば，この作業を進める段取りは，まず『三史国語解』の編纂・完成が最初で，その後になって『三史国語解』にもとづき，遼・金・元三史の改訳を行うはずであった。もしこの計画通りに作業が進んでいたならば，『三史国語解』はとっくに完成していたはずである。ところが，現在我々が知るところの実際の情況は，乾隆四十六年十月二十六日に遼・金・元三史すべての改訳が終わろうとするときになって，和珅らが「将『欽定遼金元三史国語解』重行編次」を奏請しているのである。この情況はどう解釈すべきであろうか。古人にかわって想定してみてもかまわないならば，もし史臣たちがあらかじめ編纂し終わっている『三史国語解』を参照しながら遼・金・元三史の改訳を行ったならば，実際の操作過程において，非常に多くの『三史国語解』には入れられていない語彙にきっと遭遇したはずであり，したがって高宗が予想した作業手順は事実上実行できないはずである。これから判断すれば，乾隆三十六年から四十六年までの間に，『三史国語解』の編纂と遼・金・元三史の改訳作業とが同時並行で代わる代わる行われ，後者の作業が完成する前に，仮にすでに『三史国語解』が編

28) 『高宗実録』巻一〇二九乾隆四十二年三月乙未，中華書局影印本，第21冊，800～801頁。
29) 何冠彪「乾隆朝重修遼・金・元三史剖析」『蒙古学信息』1997年第1期，28頁。
30) 軍機処原摺。『纂修四庫全書档案』下冊，1426～1427頁。

纂されてしまっていても，それは非常におおざっぱな稿本が存在するのみであったはずである。遼・金・元三史の改訳作業がすべて完結した後になってはじめて，あらゆる改訳した語彙をすべて『三史国語解』に吸収することができたのである。乾隆五十二年六月二日，監察御史祝徳麟が奏折して「臣于乾隆四十六年編修任内，経総裁八阿哥奏充纂修，偕在事満漢各員逐巻改訳，並輯成『三史国語解』恭呈乙覧」云々と申し上げたが[31]，これから，遼・金・元三史の改訳と『三史国語解』の編纂の前後因果関係が非常にはっきりとわかる。ここでいう「輯成」とは，和珅らが言うところの「重行編次」と同じ意味である。要するに，遼・金・元三史の改訳作業の完成が先であり，『三史国語解』の編纂の完了が後である。

それでは，『三史国語解』の編纂が最終的に完成したのは結局いつのことであろうか。乾隆四十七年二月二十七日，軍機大臣が「尊旨将各館纂辦書籍已・未完竣及曾否刊刻・写入『四庫全書』」した情況を高宗に報告しているが，その中に「纂辦全竣現在繕写，刊刻各書単」があり，『遼金元三史』と『遼金元国語解』が含まれていた[32]。これから，遼・金・元三史の改訳作業が完成した後，半年たたずに『三史国語解』の編纂が完了したことがわかる。ただし，乾隆四十七年に編集された『三史国語解』は，我々が現在みることのできる『欽定遼金元三史国語解』と同じ体裁かどうかは，考究に値する問題である。

まず，我々が現在みることができるこの書の刻本，あるいは写本は，みな比較的遅いものである。刻本については，『故宮所蔵殿本書目』巻二に「『欽定遼金元三史語解』四十六巻，清乾隆三十六年勅撰，四十六年刊本，十八冊」と著録されている[33]。この記載はまちがいなく誤りである。というのは，高宗が乾隆五十二年六月三日に発布した上諭に「『三史国語解』于遼金元三史人名・地名訳改頗為詳覈，久経修輯完竣，交武英殿刊刻。……著伝諭八阿哥・金簡将現在武英殿所刻『三史国語解』趕緊刊刻完竣，先刷印一部寄至熱河，以便覈対」といっているからである[34]。これから『三史国語解』の初刻本が乾隆五十二年六月になるまでまだ世に出ていなかったことがわかる。現在みることができる最も早い写本は，文淵閣『四庫全書』本で，巻首の提要には「乾隆五十四年二月恭校上」とある。

次に，この書の書名はおそらく乾隆五十二年になるまでまだ最終的に確定していなかった。中国国家図書館には『文宗閣四庫全書装函清冊』が所蔵されており，その中の史部の最後に，『遼金元国語義』という名の書があるが[35]，これは明らかに『欽定遼金元三史国語解』の別名である。黄愛平教授の研究によれば，南三閣『四庫全書』は乾隆五十二年四月に「繕校全竣」

31) 「掌湖広道監察御史祝徳麟奏請将三史国語解刊刻完竣呈覧摺」『纂修四庫全書档案』下冊，2018頁。
32) 王重民輯『辦理四庫全書档案』上冊，国立北平図書館排印本，1934年，82～83頁。
33) 故宮博物院図書館排印本，1933年。
34) 「寄諭八阿哥永璇等将武英殿所刻三史国語解趕緊刊刻完竣」『纂修四庫全書档案』下冊，2019～2020頁。
35) 王菡「『文宗閣四庫全書装函清冊』説略」『文献』2002年第3期，160頁。按ずるに，この『清冊』は莫友芝が同治四年（1865）五月に文宗閣を現地調査したときに，灰燼の中から得たものである。

されたが，補充を待つ空き箱が若干残っていたという[36]。『遼金元国語義』が史部の最後におかれている以上，これが後になって補充されたものであることがわかる。この事実により，少なくとも乾隆五十二年四月まで，『欽定遼金元三史国語解』という書名さえもまだ最終的に確定していなかったのである。

さらに，乾隆四十六年以後に，遼・金・元三史の改訳事業が実際にはまだ続いていたことを明らかにする証拠がある。馮家昇先生は『遼史』の23種の版本を比較し，清代の人の改訳本の中で，道光四年殿本の改訳が最も完備していることをみいだした。「名辞の改訳は，四庫全書本から始まったが，四庫本は改訳され尽くされず，道光殿本にいたって始めて一律に現在の書名に改められた」という。彼の論によれば，道光殿本の底本には校訂者の姓名が記されており，章宗瀛・李堯棟・邱庭漋・平恕・黄寿齢・陳嗣龍・王仲愚の七人が挙げられている[37]。我々が『四庫全書』編纂の档案を検索してみると，この七人全員が遼・金・元三史の改訳事業に参与した編纂官であることを知ることができる[38]。先に述べたように，『三史国語解』は乾隆四十七年二月すでに「纂辦全竣現在繕写・刊刻」されたが，このようなそう大部ではない書が，乾隆五十二年六月になってもまだ「刊刻完竣」されていなかったのはなぜだろうか。私は，遼・金・元三史の改訳作業が乾隆四十六年以降にもなお継続されていたので，『三史国語解』は遅々として最後まで稿を定めることができなかったと考える。

ここでつけ加えて一つの疑問を明らかにしなければならない。李学智先生は『四庫全書総目』の記載にもとづき，現在の『三史国語解』は乾隆四十六年奉勅撰にかかるものであり，『満洲源流考』は乾隆四十三年奉勅撰にかかるものであるが，『満洲源流考』巻一八国俗三語言門に『三史国語解』が引かれていることから，乾隆四十六年に完成した『三史国語解』の前に，もっと早く成立した本が必ず別にあったに違いないと論じる[39]。私が档案を調査した結果，『満洲源流考』は実は乾隆四十二年九月に編纂が開始され[40]，最終的に完成したのは乾隆四十八年二月であった[41]。そのほか，乾隆四十七年六月二十六日軍機大臣の奏折に「各館現辦各書酌定完竣日期清単」が附せられていたが，この中の『満州源流考』のところに注記があ

36) 黄愛平『「四庫全書」纂修研究』中国人民大学出版社，1989年，157頁参照。
37) 馮家昇「遼史初校序」『遼史証誤三種』82～83頁。
38) それぞれ乾隆四十二年四月十二日「刑部尚書英廉等奏擬再添派編修平恕等趕辦三史摺」・四十六年十一月三日「諭内閣纂修遼金元史之呈麟等準以在京応昇之缺分別叙用」・四十七年四月十五日「諭遼金元三史承辦官平恕等倶著加一級紀録三次」・五十五年十二月二十三日「軍機大臣阿桂等奏遵旨議奏添纂八旗通志情形摺」にみえる。『纂修四庫全書档案』上冊585頁，下冊1432・1555・2226頁。
39) 李学智「金史語解正誤初稿」『新亜学報』5巻2期，1963年8月，382～384頁参照。
40) 乾隆四十二年九月八日「軍機大臣阿桂等奏遵旨纂辦満洲源流情形摺」『纂修四庫全書档案』上冊，718～721頁。『四庫全書総目』の記載は確かに誤っている。
41) 乾隆四十八年二月二日軍機大臣の奏折に「各館纂辦書籍清単」が附されており，その中に「『満洲源流考』，纂辦已竣，現在繕写正本進呈」の記載がある。『辦理四庫全書档案』上冊，92～93頁。

り，「已進過十四巻，未進約七巻，計期于本年十二月完竣」という[42]。『満洲源流考』の最終的な定稿は二十巻であり，李学智先生が証拠として挙げられた第十八巻は，乾隆四十七年六月の段階ではまだ完成していなかったのであり，したがって『三史国語解』の引用も道理にかなっているのである。

上述した考察の結果にもとづき，我々は現在，『三史国語解』の成立時期に関連するさまざまな一致しない記載について，ひとつの見解を出すことができる。『国朝宮史続編』が述べる「乾隆三十六年奉勅校正」とは，高宗の勅令で正式にこの書の編纂が始められた時期をさしており，『四庫全書総目』のいう「乾隆四十六年奉勅撰」とは，遼・金・言三史の改訳作業が完成した後に和珅らが「将『欽定遼金元三史国語解』重行編次」を奏請した時期をさしており，文淵閣本『三史国語解』冒頭の提要にある「乾隆四十七年奉勅撰」とは，その書が正式に完成した時期をさしている。ただし，『四庫全書簡明目録』の乾隆五十年説と乾隆五十一年説にいたっては，『三史国語解』の最終的な修改定稿時期をさすかどうかは，いまのところ明確な証拠に欠けている。

乾隆帝時代に整理・編纂された契丹言語資料は，『三史国語解』の中の『欽定遼史語解』のほかに，あまり人に知られていないものが一つある。これは『欽定重訂契丹国志』の後ろに附されている『訳改国語解』である。このことのいきさつは，『四庫全書』の『契丹国志』に対する改編から説き起こさなければならない。乾隆四十六年十月，一番最初の『四庫全書』文淵閣本がまもなくすべて抄録し終わろうとしていた時，高宗が『契丹国志』を抜き取り調査をすると，看過できない問題をみつけた。その一は宋・遼・金の正統問題であり，その二は書中の見解に，華夷の別にもとづく偏った考えを認めたことである。ここにおいて館臣はこの書を除外することを求めたが，高宗はこうした処置方法には同意せず，ついに十月十六日に上諭を出して，館臣に『契丹国志』の改纂を命じたのである[43]。高宗のこの上諭では，契丹語の言葉に対する改訳問題には言及していないが，この時，遼・金・元三史がすでにすべて改訳されており，『三史国語解』も間もなく完成しようとしている以上，『契丹国史』の改編を進める過程において，当然，契丹語の言葉もすべて改訳し，『三史国語解』の先例に準じて，すべての改訳される語彙を編修して『訳改国語解』一巻とし，『欽定重訂契丹国史』の後ろに附け，巻二八としたのである。『訳改国語解』は全部で196条あり，それと『三史国語解』の中の『欽定遼史語解』とを対照してみると，両者の同じ条目にあまり出入りがないことがわかり，前者が後者を参考にして成立したことが是認される。ただし個別の条目では例外があって，たとえば『訳改国語解』では「果勒斉，蒙古語中心也。原作高七，今改正」とあるが，『欽定遼史語解』

42) 「軍機大臣奏遵旨将各館纂修擬定各書完竣日期等清単進呈片」『纂修四庫全書档案』下冊，1586～1587頁。
43) 乾隆四十六年十月十六日「諭内閣契丹国志体例書法訛謬著紀昀等依例改纂」『纂修四庫全書档案』下冊，1417～1419頁。

巻一皇子部では「古斉，蒙古語三十，数也，巻六十四作高七」とある。両者の差異は，どのような問題を物語っているのであろうか。文淵閣本『四庫全書』冒頭の提要によれば，『欽定重訂契丹国志』の抄校は乾隆四十九年十一月に完成したという。仮説をいって差し支えないなら，我々が今日みることができる『欽定遼史語解』中のこの釈文は，もしかしたら乾隆四十九年以後に修改して完成されたものかもしれない。

『三史国語解』の中の『欽定遼史語解』について，解決しなければならない最大の謎がある。それは，いわゆる索倫語の問題である。『三史国語解』は「以索倫語正『遼史』」・「以満洲語正『金史』」・「以蒙古語正『元史』」と称する[44]。後者２つの言葉は当然道理にかなったものであるが，「以索倫語正『遼史』」は人の疑問を免れない。この問題の根源は清の高宗にまで遡らなければならない。最初に索倫人を契丹の末裔だという見地を示したのが，まさに高宗だからである。彼が乾隆三十三年に作った詩には，「按遼之後即今索倫，其語与満洲有相同者」という自注がある[45]。これより以後，清朝の官書はすべてこの見解を採用した。例えば，『清太宗実録』巻二〇天聰八年（1634）十月壬辰には「索倫部長京古斉……等率三十五人来朝」という記載があるが[46]，乾隆三十八年奉勅編纂された『皇清開国方略』では，この記載が「索倫部（小注：遼後裔）入貢」に変わっているのである[47]。

高宗は，索倫を契丹の後裔であると認めた理由について詳しくは説明していないが，我々の今日における索倫人に対する理解にもとづけば，この見解は実に考えられない話に属するのである。清代の人がいうところの索倫部には，広義と狭義とがある。17世紀中葉以前においては，満洲人で黒竜江上流地域に居住していた民族を総称して索倫人といい，おおむね現在のエヴェンキ族・オロチョン族・ダフール族を含んでいた。康熙以後，索倫部から「打虎儿」（ダフール）と「俄羅春」（オロチョン）が分かれ，それ以後，索倫はもっぱらエヴェンキ族のみをさすようになった[48]。ただし説明しなければならないのは次のことである。現在のエヴェンキ族は歴史上の索倫（ソロン）・通古斯（ツングース）・雅庫特（ヤクート）などの諸族を含んでおり，1957年彼らをまとめてエヴェンキ族と呼ぶようになったのであり，康熙以後呼ぶところの索倫は，現在の嫩江流域や内蒙古ホロンバイル盟エヴァンキ族自治旗一帯に分布しているエヴェンキ人だけをさすのである。

エヴェンキ族の起源について，主に２つの異なった見解がある。一つはその大部分が靺鞨か

44）『四庫全書総目』巻四六。
45）清高宗「于波羅河屯詠東山筆架峰」『御製詩三集』巻七六，影印文淵閣『四庫全書』本，第1306冊，514頁。
46）中華書局影印本，第２冊，270頁。
47）『皇清開国方略』巻十九，太宗天聰八年十月壬辰条，影印文淵閣『四庫全書』本，第341冊，287頁。
48）王鍾翰「達呼爾人出于索倫部考」『清史雑考』人民出版社，1957年，99～116頁や李治亭「清初索倫人」『社会科学戦線』1986年第４期，163～170頁参照。

ら出たとするもの[49]，もう一つは早い時期において室韋の一部に属していたというものである[50]。しかしエヴェンキ語の言語系統の問題については，学者たちの見方は比較的一致しており，アルタイ語系満洲-ツングース語族ツングース語支に属するとしている[51]。また我々は，現在の学界が契丹語の語系の帰属についても基本的に共通認識に達しており，契丹語がアルタイ語系モンゴル語族の中で比較的ダフール語に近い言語だとしていることを知っている[52]。これらから考えると，索倫語と契丹語の間にはあきらかに相当大きな距離がある。清代の人は「索倫語多類満洲，達呼爾（すなわちダフール）語多類蒙古」というが[53]，この見解は我々の判断に一つの証拠を提供しているといえる。

ただし，索倫が契丹の末裔であるという説には微塵の根拠もないにもかかわらず，高宗が主唱したがために，当然のことだが，後に編纂された『欽定遼史語解』の指導思想となった。現行本『欽定遼史語解』には毎巻の巻目すべてに題注があって，「遼以索倫語為本」と明言している。したがって『四庫全書総目』は『三史国語解』を「以索倫語正『遼史』」といっているのである。『四庫全書』に編入されたいくつかの官書もこれを大いに喧伝しており，例えば『皇朝文献通考』巻二一九『経籍考』九は，『三史国語解』を「于索倫旧語辨別尤精」といっている[54]。当時甚だしきは『三史国語解』の中の『欽定遼史語解』を「遼史索倫語解」といきなり称しているものであり，輯本『旧五代史』巻首「編定凡例」は「凡紀伝中所載遼代人名・官名，今悉従『遼史索倫語解』改正」といっている[55]。また『続通典』巻首の凡例には，「遼金元人名・地名・官名，対音旧多訛誤，茲悉遵『欽定遼史索倫語解』『金史満州語解』『元史蒙古語解』，別為訳正」とある[56]。四庫の館臣は，索倫語と契丹語の間の淵源について，一種普遍的な共通認識があったのである。『韵語陽秋』巻二には，余靖が契丹語を用いて作った詩が一首載せられており，文淵閣『四庫全書』本には小注があって，「案余靖所用契丹語，多与今索倫語不合，蓋輾轉訛舛，無足深考，今姑存原文」とある[57]。

それでは，『欽定遼史語解』は結局どのように索倫語で『遼史』を正したのだろうか。まずこの書の体例について説明しなければならない。この書は種類に応じて配列され，十巻にわかれている。各巻すべてに同じ内容の題注，「按遼以索倫語為本，『語解』内但釈解義，概不復注

49）陳玉書（述）「略論鄂温克族的来源問題」『民族団結』1962年第５・６期合刊，32～38頁。
50）呂光天「談鄂温克族的来源」『民族団結』1962年５・６期合刊，39～40頁。
51）胡増益・朝克『鄂温克語簡志』民族出版社，1986年，２頁参照。
52）劉鳳翥「略論契丹語的語系帰属与特点」『大陸雑誌』84巻第５期，1992年５月15日，19～26頁参照。
53）西清『黒竜江外記』巻六，『叢書集成初編』本。この書の著者を考えてみると，満州人であり，鄂爾泰（オルタイ）の曾孫である。
54）影印文淵閣『四庫全書』本，第637冊，145頁。
55）影印文淵閣『四庫全書』本，第277冊，６頁。
56）影印文淵閣『四庫全書』本，第639冊，８頁。
57）影印文淵閣『四庫全書』本，第1479冊，94頁。

索倫語。……」がつけられているが，これは以下のことを語っている。およそ索倫語を参照して改訳したものは，その語義を説明しただけで，その根拠を説明せず，例えば「迪里；頭也。巻六十四作敵烈」（巻一）とある。しかし，およそそのほかの言語を参照して改訳したものは，ひとしく一々その根拠を明記しており，例えば「蘇庫；満洲語皮革也。巻三十三作速古」（巻二）とある。これと，満洲語で改訳したものに説明を加えていない『欽定金史語解』や，蒙古語で改訳したものに説明を加えていない『欽定元史語解』とは，体例上では完全に一致しているのである。

すでに知られている体例によれば，『欽定遼史語解』がかなりの程度索倫語によって改訳された『遼史』に拠っていることを容易にみてとることができる。私の統計の結果によれば，この書には全部で1639条あるが，一部の姓氏が『八旗姓氏通譜』によって改訳されたもの，一部の地名が清代の地名によって改訳されたものをのぞき，そのほかの各種の言語によって改訳された条数は次のように分けられる。

満洲語：697条
モンゴル語：609条
タングート語：109条
索倫語：38条
サンスクリット語：８条
回語（すなわち，ウイグル語）：１条

この結果は，まさに予想外であった。この「遼史索倫語解」と称する書の中で，索倫語にもとづき改訳された語彙は，意外にもたったの38条だけしかなく，総数の僅か2.3％を占めるにすぎなかった。満洲語とモンゴル語にもとづき改訳された語彙は逆に1306条もあり，総数の80％以上を占めているのである！これには『八旗姓氏通譜』や清代の地名を参照して改訳した姓氏や地名は計算に入っていないのであり，この部分の条目は全部で177条あるから，もしそれらの言語の淵源を追及したならば，実際はおおかたが満洲語やモンゴル語からでた語彙なのである。

もういちど私が『欽定重訂契丹国史・訳改国語解』について作成した統計をみてみよう。総計196条の語彙のうち，各種の言語にもとづいて改訳された条数は次のように分かれる。

満洲語：80条
モンゴル語：68条
タングート語：８条
索倫語：６条
サンスクリット語：１条
（別に姓氏と地名が33条ある。『八旗姓氏通譜』と清代の地名にもとづき改訳されたもの）

この統計の結果からわかることは，索倫語にもとづいて改訳された語彙は総数の３％を占め

るのみであり，満洲語とモンゴル語にもとづいて改訳された語彙がやはり絶対多数を占めていることである。

ここにいたってついに『欽定遼史語解』についての謎に対する答えを明らかにすることができる。高宗が早くから「遼之後即今索倫」とはっきり認定したので，「以索倫語正『遼史』」が当然『欽定遼史語解』の編纂原則となったのであるが，実際にはこれは不徹底であった。清代の索倫部は文明の程度が高くない非常に小さな部族に過ぎず，また『三史国語解』の編纂者におそらく一人として索倫語に通暁している者がなかったため，したがって彼らは満洲語やモンゴル語で『遼史』を改訳するほかなかったのである。档案史料が提供する情報によれば，相前後して『三史国語解』の編纂作業に参与した者には，少なくとも呈麟・穆図・七徳・巴達爾瑚・依期善・善慶・巴忠・達桑阿・朝楽ら９名の満洲人があり[58]，清代の満洲人はまた普通モンゴル語にも通暁していた。つまりこれが『欽定遼史語解』に満洲語やモンゴル語が氾濫している原因だったのである。そのほか，上記の統計の結果によれば，数量上，満洲語やモンゴル語につぐタングート語（清代の人が言うところのタングート語は，すわなちチベット語である）は，どう解釈すべきであろうか。私は乾隆四十二年四月十二日「刑部尚書英廉等奏擬再添派編修平恕等趕辦三史摺」の中に答えをみつけ出した。この奏折は，『三史国語解』の編纂作業に参加する人手の増加派遣について言及した時，「査有唐古特学司業巴忠・内閣中書達桑阿二員，亦倶熟于翻訳，応請添派協同辦理」といっている[59]。唐古特学については，『大清会典則例』巻二「内閣」の記載，「蒙古中書十六人，内四人帰唐古特学出身之筆帖式選補。（小注：西蔵皆用唐古特字，故特設唐古特学，委官教習，以備翻訳属国章奏及頒行勅諭之用。）」を参照されたい[60]。『清通典』の説明によれば，唐古特学司業「掌学習唐古特字，以訳西蔵章疏文移」とある[61]。『欽定遼史語解』および『欽定重訂契丹国史・訳改国語解』の中のそれらタングート語にもとづいて改訳された条目は，みなこの唐古特学司業巴忠の手によるものなのである。

『欽定遼史語解』編纂の内幕を知り尽くした後，驚かされるのは，例えば『三史国語解』のような「欽定」と号される官書が，古籍の改訳において，意外にもこのようにいい加減で大雑把なことである[62]。いわゆる「以索倫語正『遼史』」はたんなる表看板であって，一種の建前

58）乾隆四十二年四月十二日「刑部尚書英廉等奏擬再添派編修平恕等趕辦三史摺」・四十六年十一月三日「論内閣纂修遼金元史之呈麟等準以在京応昇之缺分別叙用」にみえる。『纂修四庫全書档案』上冊585頁，下冊1432頁。
59）『纂修四庫全書档案』上冊，585頁。
60）影印文淵閣『四庫全書』本，第620冊，73頁。
61）『清通典』巻二六職官四「理藩院」，影印文淵閣『四庫全書』本，第642冊，345頁。
62）『三史国語解』中の『欽定金史語解』と『欽定元史語解』も，同様に大ざっぱに事を済ませ間違いだらけである。李学智「金史語解正誤初稿」『新亜学報』５巻２期，1963年８月，377～429頁や韓儒林「関于西北民族史中的審音与勘同」『窮廬集』河北教育出版社，2000年12月，226～232頁参照。

に過ぎず[63]，結局のところ，どんな言語に依拠して契丹語に改訳したか，それは実際には編纂者自身の言語知識によって完全に決められたのである。18世紀の満洲語とモンゴル語によって10～12世紀の契丹語を改訳するということは，言うまでもなく，非常に荒唐なことである。さらに甚だしきは，漢－満語系に属するタングート語やインド－ヨーロッパ語系に属するサンスクリット語をもってきて契丹語改訳の根拠とすることは，編纂者の勝手なでたらめさを知るに十分である。

このように捏造された『欽定遼史語解』の価値がいかなるものか，想像がつくだろう。この書のでたらめな所は数えきれぬほどであり，いちいち指摘する値打ちはないが，いましばらく一，二を取り上げて，その一斑を窺いたい。

巻二宮衛部には「捺鉢」の条に「巴納：満洲語地方也。巻三十一作捺鉢」とあるが[64]，この釈文は清の高宗の説を直接踏襲している。高宗の『御製詩三集』巻七六に『于波羅河屯詠東山筆架峰』という詩があるが，この中で「天開地闢此遺蹤，未許南人弄藻鋒。笑彼珊瑚誇宝重，鎮茲鉢捺永提封」といい，後の自注には「『文昌雑録』云，『契丹謂住座処曰捺鉢』。按遼之後即今索倫，其語与満洲有相同者。国語謂住処曰『巴納』，若作『鉢捺』，尚可云音訳之訛，乃並顚倒其文，則失之益遠矣。総由彼時中国人言語不相通習，信手妄書，不自知其舛謬」とある[65]。「捺鉢」という語を考えてみると，遼・宋・金・元の文献中には剌鉢・納抜・納跋・納鉢・納宝と訳され，「顚倒其文」などとはまったくいえないのである。契丹小字では，「捺鉢」という語はに作り，『故耶律氏銘石』3-21・『興宗哀冊』2-13にみえる。王弘力先生はこの語の発音を［nooboo］にあて[66]，清格爾泰先生は［nowbow］と読むべきだと考えた[67]。この語は4つの原字によって構成されている。その中で，第一の原字が体現している子音はかなりはっきりしていて，『契丹小字研究』では［n］にあて[68]，蘇赫先生は［na］としている[69]。第三の原字の音価については，即実先生は［pu］にあてているが[70]，おそらく信じてよい。第二・第四の原字については，劉鳳翥先生は［bu］[71]，即実先生は［ɔŋ］にあてているが[72]，さらなる検証が待たれるところである。要するに，「捺鉢」という語の音訳は疑うべ

63) しかし，現代の学者には依然として『四庫全書総目』の憶説に瞞着されている者がある。例えば徐浩『廿五史述要』（台北世界書局，1956年）は『欽定遼金元三史国語解』の「『遼史』の部分は，索倫語で『遼史』を正し，誤りを改訂していて，もっとも学者に便利である」云々といっている。
64) 影印文淵閣『四庫全書』本，第296冊，13頁。
65) 影印文淵閣『四庫全書』本，第1306冊，514頁。
66) 王弘力「契丹小字宮殿解」『内蒙古大学学報』1990年第1期，62頁。
67) 清格爾泰「契丹語数詞及契丹小字拼読法」『内蒙古大学学報』1997年第4期，9頁。
68) 清格爾泰・劉鳳翥等『契丹小字研究』中国社会科学出版社，1985年，153頁。
69) 蘇赫「『故耶律氏銘石』考釈」『文物資料叢刊』第5期，1981年12月，172～173頁。
70) 即実「从説起」『内蒙古大学学報』1988年第4期，56・67頁。
71) 劉鳳翥「契丹小字解読再探」『考古学報』1983年第2期，258～261頁。
72) 前掲，即実「従天子説起」62・67頁。

くもなく，高宗がそれを附会して満洲語の「巴納」とし，古人の「信手妄書，不自知其舛謬」を非難したのは，誠に自分自身のことというべきなのである。

巻五職官部では「塔瑪噶賽特：蒙古語塔瑪噶，印也；賽特，大臣也。巻一作撻馬狻沙里，巻三十三作達馬狻沙里」とある[73]。また巻十名物部では「額珍錫哩：満洲語額珍，君也；錫哩，梵語威也。巻一作阿主沙里」とある[74]。「沙里」という語を考えてみると，『遼史』の『国語解』ではすでに「郎君」と明確に解釈されている[75]。これは契丹語の常用句の一つであり，契丹小字ではに作り，現在までに出土した契丹小字の石刻には，数十を下らない数がみつかっている。その語を構成している3つの原字の音価はそれぞれ［ʃ］・［ɑ］・［li］とされ，この3つの原字の擬音はすべて何度も繰り返し検証されており，確定しているといってよい[76]。最も滑稽なのは，『欽定遼史語解』のある箇所では「沙里」をモンゴル語にもとづいて「賽特」と訳し「大臣」の意味とする一方，別の箇所では「沙里」をサンスクリット語にもとづいて「錫哩」と訳し「威」の意味とした。前後がまったく照応しておらず，まさに勝手気ままにやっているのである。

また，『欽定重訂契丹国史』の『訳改国語解』の例を一つ挙げてみると，「納罕：満州語坑也。原作迺呵，今改正」とある[77]。「迺呵」という語を考えてみると，『契丹国志』の巻首『契丹国初興本末』に記載されている歴史上の伝説からでており，「後有一主，号曰迺呵。此主特一髑髏，在穹廬中，覆之以氈，人不得見。国有大事，則殺白馬灰牛以祭，始変人形，出視事，已，即入穹廬，復為髑髏。因国人窃視之，失其所在」とある。「迺呵」という契丹語の音義については，中国内外の学者によって多く討論されており，一般的には，その語の接尾辞の「呵」の字は，汗［xan］の接尾語の子音nが脱落した形式であり，契丹小字の「［xɑ］」（可汗）に合致すると考えられている[78]。「迺」については，白鳥庫吉や清格爾泰先生はみな『遼史』礼志の「耐，首也」の見解にもとづいて「頭顱」と解釈し，「迺呵」を釈して「頭汗」とすることにより，それは髑髏であって，故に名となったという[79]。この解読の結論には根拠があり，比較的信じるべき内容である。ようするに，『改訳国語解』の立論為文のいい加減さは，『欽定遼史語解』と何ら異なった点はないのである。

73) 影印文淵閣『四庫全書』本，第296冊，57頁。
74) 影印文淵閣『四庫全書』本，第296冊，115頁。
75) 郎君（沙里）に関しては，費国慶「遼朝郎君考」『上海教育学院学報』1991年第1期，60～65頁や李桂芝「契丹郎君考」『民大史学』第1輯，中央民族大学出版社，1997年，267～291頁参照。
76) 前掲『契丹小字研究』117～118・152～153頁。
77) 影印文淵閣『四庫全書』本，第383冊，797頁。
78) 王弘力「契丹小字墓志研究」『民族語文』1986年第4期，58頁，即実「从天子説起」『内蒙古大学学報』1988年第4期，56頁参照。
79) 白鳥庫吉「東胡民族考」10契丹篇，『白鳥庫吉全集』第4巻，岩波書店，1970年，262～263頁。清格爾泰「契丹語数詞及契丹小字拼読法」『内蒙古大学学報』1997年第4期，2～3頁。

『三史国語解』は億説と謬論に満ちているにもかかわらず，乾嘉の時代において，それは非常に大きな影響を与えた「欽定」の作であり，あえてそれに批判をする者はいなかった。乾隆六十年に完成した『廿二史箚記』では，その中で遼・金・元の人名や地名になお多くの旧称をそのまま使用しており，後に趙翼は専らそのために「補遺」一篇を作り，『御批歴代通鑑輯覧』の中から高宗の欽定改訳を経た遼・金・元代の人名・地名を集め，『廿二史箚記』の附録とするとともに，「臣纂輯『廿二史箚記』時，第就坊刻遼・金・元・明旧史為拠。今蒙高宗純皇帝『御批歴代通鑑輯覧』，所有人名・官名・地名，一一翻訳改正，始知数百年以来皆承訛襲謬，今日方得本音，誠千古不刊之書，読史者宜奉為準的」と述べている[80]。このことばは，直接『三史国語解』に対して発せられたものではないけれども，これによって，当時の学者が高宗の懸命に唱道した遼・金・元の人名・地名の改訳に対し，どれほど恐れ入りびくびくしていたかをみるに難くないのである。韓儒林先生によれば，清代末期の幾人かの学者が様々な口実を使って高宗が欽定した『三史国語解』を拒んでおり，例えば汪輝祖は『元史本証』をつくるにあたって「僻処草茅，未由仰見」を口実にし，魏源は『元史新編』を撰するにあたって「欽定遼・金・源三史国語官書，即在京師亦難購覓，況南方下士乎」云々と明言している[81]。しかし結局はどの学者もそれに対して何らかの批判を示すだけの勇気はなかったのである。

最も早く『欽定遼史語解』に対して厳しい批判を出したのは，白鳥庫吉氏であった。彼は大正初年に発表した「東胡民族考」契丹篇の中で，この書を「最も杜撰を極めたるものにして，信據するに足るもの少し」とはっきり述べた[82]。1933年，馮家昇先生は『遼史初校序』で，『欽定遼史語解』に存在する誤りを次の八種類にまとめた。すなわち，一つ目に人の姓名をみだりに改めたこと，二つ目に古書をみだりに改めたこと，三つ目にみだりにバラバラにしたこと，四つ目に改訳に規準がないこと，五つ目に原意を誤ったこと，六つ目に原音を失したこと，七つ目に整合性がないこと，八つ目に誤りを重ねたことである[83]。この書の学術的価値を否定したといってよい。

Ⅲ

『欽定遼史語解』のほか，明朝以来，幾人かの中国内外の学者が，契丹言語資料の収集・整理や分析・考釈に力を尽くしてきた。そしてこれらの資料は『遼史』国語解の内容を補充・訂正することができるものであり，契丹語文研究を裨益するものである。したがってここで紹介

80) 王樹民『廿二史箚記考証』下冊，中華書局，1984年，856頁。
81) 韓儒林「関于西北民族史中的審音与勘同」「談談遼・金・元史籍中少数民族的訳名等問題」，前掲『穹廬集』227・549～550頁。
82) 前掲『白鳥庫吉全集』第4巻，294頁。
83) 前掲『遼史証誤三種』86～87頁。「遼史源流考与遼史初校」を按ずるに，『燕京学報』特集号五として，1933年12月哈佛燕京学社から出版された。

と評述を加えておく必要がある。

1　明・陳士元『諸史夷語解義』

この書は2巻で，歴代の正史中の民族言語資料を集めたものである。巻下の『遼史』の部分に収録されている諸条は，ほとんど『遼史』国語解から引かれているが，出処は明記されていない。この書の契丹言語資料の出処は，ほとんど『遼史』に限られているが，その独特な版本的価値がある。『遼史』は従来善本に乏しく，元の至正五年（1345）の初刻本はとっくに失われてしまっている。1931年商務印書館影印の百衲本は，幾種類かの元末の翻刻本の残本をかき集めてまとめ上げたものだが，「刊版が粗率で，誤字もまた多く」[84]，明の南監本・北監本と比べて，はっきりした長所はないが，『諸史夷語解義』はその脱誤を補うことができる。例えば『国語解』の「属珊」の条には，「応天皇后従太祖征討，所俘人戸有技芸者置之帳下，名属珊，蓋比珊瑚之宝」とある。諸本はすべて「有技芸者置」の五文字を闕いているが，ただ『解義』だけは闕いていない。また，「龍錫金佩」の条には，「太祖従兄鐸骨札以本帳下蛇鳴，命知蛇語者神速姑解之，知蛇謂穴旁有金，鐸骨札掘之，乃得金，以為帯，名『龍錫金』」とある。諸本はすべて「有金鐸骨札掘之乃」の八文字を闕いているが，ただ『解義』だけは闕いていない。これからわかることは，陳士元の参照した『遼史』は，至正五年の初刻本である可能性が非常に高いことである。

この書には光緒十三年（1887）の応城王承禧校刻本があり，北京大学図書館に所蔵されている。

2　清・厲鶚『遼史拾遺』

厲鶚は畢生の力を『遼史拾遺』の編纂に捧げた。これは遼史史料の集大成というに足るものである。この書は24巻で，乾隆八年（1743）に完成した。その中で巻二三が「国語解」となっており，各種の文献の記載を引用して『遼史』国語解の中の若干の条目に補釈を加えている。また巻二四は「国語解補」となっていて，『遼史』国語解にみえない語彙合計40条を集め解説しており，「国語之外，風俗・物産，皆綴輯焉」というが，その内容の雑然たること，『遼史』国語解と全く同じであり，その中で本物の契丹語の語彙は半分に満たない。この書には道光二年（1822）の銭塘汪氏振綺堂校刊本がある。

3　清・楊復吉『遼史拾遺補』

楊氏は『遼史拾遺』になお遺漏があるので，『遼史拾遺補』5巻を編纂し，これにより厲氏の不備を補った。書は乾隆五十九年（1794）に完成した。巻五「国語解」の部分は35条あり，その中で，前の11条は『遼史』国語解と『遼史拾遺』にすでにある条目の釈文を補うものであり，後の24条は，楊氏が新たに補ったものである。しかし大部分が，契丹の事物の名称や礼俗制度に関する漢語語彙であり，わずかにいくつかの条目だけが本物の契丹語である。この

84) 百衲本『遼史』張元済跋語。

書には道光五年（1825）の銭塘汪氏振綺堂刊本がある。

4　白鳥庫吉「東胡民族考」

明治末年から大正初年にかけて次々に刊行された「東胡民族考」は[85]，白鳥庫吉の代表作の一つであり，その中の契丹篇には契丹語の言葉108条が収録されており，あわせて詳細な注釈・論証がある。称賛すべきは，『遼史』国語解・『遼史拾遺』・『遼史拾遺補』の諸書の内容が雑然としているのとは異なり，これらの語彙は基本的にすべて契丹語と確認できることである。「東胡民族考」契丹篇は，近代言語学の方法論を用いて契丹語について行った最初の科学的考察である。しかしこの論文にも明らかな手抜かりが多く存在する。作者に歴史比較言語学の方法論を濫用する傾向があり，その多くの結論は牽強附会の嫌いを免れない。これが実のところ「東胡民族考」の通弊である[86]。

指摘しなければならないのは，「東胡民族考」契丹篇で考釈されている108条の契丹語の言葉のうち，24条が『欽定遼史語解』の結論を受け入れていることである。白鳥庫吉は『欽定遼史語解』を厳しく批評してはいるが，決してその価値を全面的に否定せず，書中に誤謬が百出しているけれども，「此書の編纂に従事せる学者の中には，満洲，蒙古，索倫，嗟呼哩，回々，西蔵等の言語に精通せる者ありしに疑いなければ，『語解』の中には往々偶然にも其解釈の適中せるものなきにあらず」と論じ，これによりその中で彼が正確な結論だと認めるものは，受け入れているのである[87]。この24条の語の中で（すなわち85条から108条まで），18条が人名，6条が地名であり，『欽定遼史語解』ではすべて満州語とモンゴル語で解読の根拠としている。白鳥庫吉の考釈方法は，毎条，先に『欽定遼史語解』の釈文を引用し，その後に『遼史』を証拠として，その語が確実に契丹語の言葉であることを証明していき，最後にさらに現代モンゴル語・満州語・ダフール語・索倫語・突厥語等を引いて，『欽定遼史語解』の結論を検証する。問題は，これらの人名・地名の契丹語の語義がまったく理解されていない状況下で，僅かにその語と，あるアルタイ語の中のある語の語音との近似を根拠として，これに比定を加えることにある。このように解読された結論は，非常に信用し難いものである。

「東胡民族考」と関連して，もう一篇，契丹言語資料を専門に考証した長文があるので，ここで併せて言及する必要がある。それは方壮猷の「契丹民族考」である。この文章は国立北平大学女子師範学院の『女師大学術季刊』第1巻2・3期（1930年6月・9月）に連載された。私の精査の結果によると，方壮猷の文章の80％以上の内容が「東胡民族考」契丹篇から引き写されており，文章の構成を大幅に動かしているだけである。白鳥庫吉には元来分類がなかっ

85）白鳥庫吉「東胡民族考」は明治四十三年（1910）4月から大正二年（1913）7月まで『史学雑誌』21編第4号から24編第7号に掲載されており，のちに『白鳥庫吉全集』第4巻，63～320頁に収録された。
86）繆鉞「北朝之鮮卑語」の「東胡民族考」鮮卑篇に対する批判を参照されたい。同氏『読史存稿』三聯書店，1982年，53～77頁。
87）前掲『白鳥庫吉全集』第4巻，294～303頁にみえる。

たのを，方壮猷の文章は，契丹語の語彙を七種類（契丹国号考・契丹宮名官考・王号官号及其他・地名及其他・物名及其他・動詞及其他・数詞考釈）に分け，それぞれ部門ごとに考証を加えたものである。後に方氏は，1934年に商務印書館で出版された『東胡民族考』の漢訳本で，ただ最後の契丹篇の一節だけを削除したが，人に言えない苦衷がおそらくここにあるのであろう。方氏は『燕京学報』第8期（1930年12月）に「匈奴王号考」「鮮卑語言考」の2篇を発表し，ひとに「東胡民族考」からの引き写しの疑いを指摘されたことがあるが[88]，「契丹民族考」の剽窃行為についてはまだ人に知られていないので，ここに附記しておく。

5　フランケ「契丹語考」

ドイツの学者フランケ（Herbert Franke）の「契丹語考」は[89]，西洋の中国学者が契丹言語資料を討究した一篇で，関心を払うべき文献である。ドイツのアルタイ学者メンゲス（Menges K.H.）は，契丹語の中には若干のツングース語の言語成分が存在しうることを認めた。彼の「通古斯与遼」（『東方学術論叢』38巻第1期，1969年）は，この想定をもとに『遼史』の中の契丹語の言葉を討論している。フランケの「契丹語考」は中国学者の観点からメンゲスと議論し，文中では30以上の契丹語の言葉の語源について考証しており，メンゲスが漢学の知識の不足から犯したいくつかの誤りを，例えば「渤海」「歩揺冠」等の漢語の語もアルタイ語の語とみていた誤りを修正した。しかしフランケはこの方面で是正が行き過ぎる嫌いがあるようであり，例えば，契丹語の「林牙」を漢語として扱うべきであるとして，「翰林衙門」の類と理解した。総体としてみれば，作者は自己をアルタイ学者でないとし，ツングース語の言語には通じないとしばしば言明するが，彼の持つすぐれた漢学の素養により，漢文の文字・音韻・訓詁や史料文献の源流などの方面に対する知識にはすべて比較的熟知しているので，この文章の契丹言語資料に関する考証は，なお一定の参考価値があるのである。

もう一人ドイツの学者，G.デルファの「評福赫伯著『契丹語考』」も取り上げる価値がある[90]。著者はアルタイ学者で，かつてフランケに長い手紙を書いて，契丹語の言語問題を討論した。後にフランケの要求に応じて，この手紙に修正を加え，「契丹語考」の後に附けて発表したのである。これがこの文章の来歴である。文章の中心は，アルタイ学の観点から若干の契丹語の言葉と突厥語・モンゴル語・女真語・満洲語との関係を検討したものであり，「東胡民族考」契丹篇とともに，相互に参照すべきである。

88）『燕京学報』第9期表紙三，1931年6月にみえる。
89）H.福赫伯（独）「契丹語考」。もとはドイツの『中亜研究』第3期，1969年，7～43頁に掲載されており，黄振華の中国語訳が『民族語文研究情報資料集』第5集，中国社会科学院民族研究所刊印，1985年6月，65～83頁に掲載された。
90）G.道爾弗「評福赫伯著『契丹語考』」。もとはドイツの『中亜研究』第3期，1969年，45～49頁に掲載されており，黄振華の中国語訳が『民族語文研究情報資料集』第6集，中国社会科学院民族研究所刊印，1985年12月，139～141頁に掲載された。

6　阮廷焯「『遼史国語解』賡補」

この文章は，香港中文大学『聯合書院三十周年紀年論文集』に掲載されている[91]。作者は附記で「『遼史』は契丹文字についておおよそ考証していないが，ただその音読を多く載せており，厲鶚の『国語解拾遺』によるほか，これの賡補をなし，おおむね契丹文字の音読資料の亡佚しかかっているものの百の一でも残そうとするものである」といい，作者は主に宋・金の文献の中から契丹言語資料45条を拾い出し，厲氏の不備なところを補った。『遼史』国語解を補うことを目的とするので，取り上げるところはまさに契丹語の言葉に限っているが，その中に混じっている漢語の語彙は，喜帖・聒帳・驚鬼祟・薫天・打造館など13条に達している。また，王寂の『遼東行部志』から輯めた９条は，大部分が女真語の言葉であり，本当の契丹語の言葉は約半数を占めるのみで，その中の４条が厲鶚の『国語解補』と重複している。

7　于宝林「契丹民族語言的初歩探査――以語詞考為中心」

これは『契丹古代史稿』の第五章である[92]。作者は先人の基礎のうえに，漢文文献中の契丹語の言葉を比較系統的に整理した。全部で375条を収録しているが，契丹人の人名は含まず，契丹言語資料の集大成というべきものである。欠点は考釈内容が簡単に過ぎ，その参考価値に影響を与えている。作者はこれらの契丹語の言葉および人名に対する訳語・用字の分析を通じて，契丹語の語音のいくつかの特徴を総括している。第一に契丹語には有気音がない（あるいは清音と濁音の区別がない），第二に契丹語には舌面音がない，第三に契丹語には巻舌音がない，第四に契丹語には［n］と［l］の区別がない，といった現象があることである。この書の附録の三が，「契丹語詞速検表」であり，正文の内容を検索するのに便利である。

91）香港中文大学刊行，1987年，163～174頁。
92）于宝林『契丹古代史稿』黄山書社（合肥），1998年，259～359頁。

研究論集　第2集

2006年６月20日　第１刷発行

編集・発行　河合文化教育研究所
〒464-8610　名古屋市千種区今池 2-1-10
TEL (052) 735-1706 (代)　FAX (052) 735-4032

印刷・製本　㈱あ る む